

[省令第8条の4の5 (1,000トン以上排出事業者用)]

様式第2号の8 (第8条の4の5関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月30日

(宛先) 松本市長 臥雲 義尚

提出者

住所 長野県松本市庄内3-6-53

氏名 有限会社庄内土木

代表取締役 上條 勝子

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

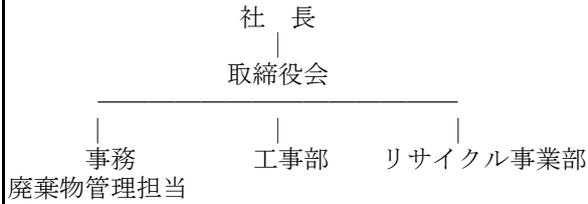
電話番号 0263-25-5388

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社庄内土木 中山事業所
事業場の所在地	長野県松本市大字中山1146-19
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	07 職別工事業
② 事業の規模	完成工事高 14,213万円
③ 従業員数	8人
④ 産業廃棄物の一連の処理工程	解体工事現場 …建設産業廃棄物の発生 ↓ 収集運搬 ……自社運搬 ↓ 中間処理施設、最終処分場 …産業廃棄物処理業者に処理を委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和 3 年度）実績】					
産業廃棄物の種類		廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	木くず	繊維くず	金属くず	がれき類(コンクリがら、廃アス)	
①現状	排出量	22.40t	303.39t	6.39t	1.56t	809.88t	
	産業廃棄物の種類						
	排出量						
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の分別をしている						
		【目標】					
産業廃棄物の種類		廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	木くず	繊維くず	金属くず	がれき類(コンクリがら、廃アス)	
②計画	排出量	20.00t	300.00t	10.00t		800.00t	
	産業廃棄物の種類						
	排出量						
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、産業廃棄物の分別を徹底して行う。						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くず、廃プラスチック類、金属くず等が再生利用可能となるよう分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、再生利用可能な産業廃棄物が混合しないよう、分別を徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 3 年度）実績】						
産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	木くず	繊維くず	金属くず	がれき類(コンクリがら、廃アス)	
①現状	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量					
産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	木くず	繊維くず	金属くず	がれき類(コンクリがら、廃アス)	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量					
(これまでに実施した取組)						
特に実施していない。						
【目標】						
産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	木くず	繊維くず	金属くず	がれき類(コンクリがら、廃アス)	
②計画	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量					
産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	木くず	繊維くず	金属くず	がれき類(コンクリがら、廃アス)	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量					
(今後実施する予定の取組)						
実施する予定はない。						

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 3 年度）実績】						
産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	木くず	繊維くず	金属くず	がれき類(コンクリがら、廃アス)	
①現状	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量					
産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	木くず	繊維くず	金属くず	がれき類(コンクリがら、廃アス)	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量					
(これまでに実施した取組)						
特に実施していない。						
【目標】						
産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	木くず	繊維くず	金属くず	がれき類(コンクリがら、廃アス)	
②計画	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量					
産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	木くず	繊維くず	金属くず	がれき類(コンクリがら、廃アス)	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量					
(今後実施する予定の取組)						
実施する予定はない。						

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度(令和3年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	木くず	繊維くず	金属くず	がれき類(コンクリート、廃アス)
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量					
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡)	木くず	繊維くず	金属くず	がれき類(コンクリート、廃アス)
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量					
(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。						

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和3年度)実績】						
産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡 スチロール等)	木くず	繊維くず	金属くず	がれき類(コンクリート、 フェルト、レンガ)	
全処理委託量	22.40t	303.39t	6.39t	1.56t	809.88t	
優良認定処理業者への処理委託量		96.12t			264.57t	
再生利用業者への処理委託量		303.39t		1.56t	583.50t	
認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
①現状	産業廃棄物の種類					
	全処理委託量					
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量					
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
(これまでに実施した取組) ・再生利用可能なものは再生利用業者へ処理委託している ・委託先処理業者の現地確認をしている						

【目標】						
産業廃棄物の種類	廃プラスチック (廃タイヤ、発泡 スチロール含)	木くず	繊維くず	金属くず	がれき類(コンク リガラ、廃アス ファルト、レンガ)	
全処理委託量	20.00t	300.00t	10.00t		800.00t	
優良認定処理業者への処理委託量		100.00t			300.00t	
再生利用業者への処理委託量	5.00t	300.00t			600.00t	
認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者以外の熱回収を 行う業者へ処理委託量						
産業廃棄物の種類						
全処理委託量						
優良認定処理業者への処理委託量						
再生利用業者への処理委託量						
認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者以外の熱回収を 行う業者へ処理委託量						
(今後実施する予定の取組)						
これまでに実施した取組を継続して行う。						

②計画

※事務処理欄

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が13以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。
また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

処 理 事 項		産 業 廃 棄 物 の 種 類 (実績値・計画値)										合 計			
		廃プラスチック(廃タイヤ、発泡スチロール)	木くず	繊維くず	金属くず	がれき類(コンクリがら、廃スチロール)									
排出抑制に関する事項	前年度排出量(実績)	22.40t	303.39t	6.39t	1.56t	809.88t									1,143.62t
	本年度排出量(計画)	20.00t	300.00t	10.00t		800.00t									1,130.00t
自ら行う(行った)再生利用に関する事項		前年度実績													
		本年度計画(目標)													
自ら行う(行った)中間処理に関する事項	自ら行う(行った)熱回収の量	前年度実績													
		本年度計画(目標)													
	自ら中間処理により減量する(した)量	前年度実績													
		本年度計画(目標)													
自ら行う(行った)埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		前年度実績													
		本年度計画(目標)													
処理の委託に関する事項	全処理委託量		前年度実績	22.40t	303.39t	6.39t	1.56t	809.88t							1,143.62t
			本年度計画(目標)	20.00t	300.00t	10.00t		800.00t							1,130.00t
	優良認定処理業者への処理委託量		前年度実績		96.12t			264.57t							360.69t
			本年度計画(目標)		100.00t			300.00t							400.00t
	再生利用業者への処理委託量		前年度実績		303.39t		1.56t	583.50t							888.45t
			本年度計画(目標)	5.00t	300.00t			600.00t							905.00t
	認定熱回収業者への処理委託量		前年度実績												
			本年度計画(目標)												
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		前年度実績												
			本年度計画(目標)												

【記載方法】

- 各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の上段に前年度の実績（現状）を、下段に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- 「自ら行う再生利用に関する事項」の欄は、自ら直接再生利用した量と中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- 「自ら行う埋立処分又は海洋投入処分に関する事項」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量を記載してください。
- 「処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量及びそれぞれの内訳を記載してください。